

壱岐市農業委員会定例会（令和４年５月）

議 事 録

1. 開催日時 令和４年５月２５日（水） 午前９時
 2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
 3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １６名
 4. 欠席委員 ・ 番 ・ ・ 委員
 5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
 6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・ 番 ・ ・ 委員 ・ 番 ・ ・ 委員
 - 第２．議案第２３号 農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２４号 非農地証明願いについて
議案第２５号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
議案第２６号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
議案第２７号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について
 7. 報告事項 農地転用許可不要案件届出書について
 8. その他
-

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いでありますので、只今より令和４年５月の農業委員会の総会を開催致します。

本日は、・番 ・ ・ 委員さんから欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１８名中１７名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速これより議事に入りたいと思います。

まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・番 ・ ・ 委員、・番 ・ ・ 委員をお願いを

致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、1頁をお願い致します。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格化法人でありますので、「農地所有適格化法人以外の法人」ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用ありません。

それから、2件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

9番 土地の所在

郷ノ浦町長峰本村触 字磯田 ・・・・ 地目 田 面積 2,461㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は、田が188,429㎡、畑が2,701㎡、計191,130㎡です。

申請理由

譲渡人 現に耕作している譲受人へ売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、引き続き耕作を行う。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に玉ねぎ・大麦・飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、リフト、運搬機等を所有してあります。

構成員は18名で農作業に従事されてあります。通作距離は、法人の事務所から700m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」につきましては、農地所有適格化法人であるため、適用はありません。

「下限面積要件」は、問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、現在大麦を作付けてありました。その後、飼料作物を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月20日に・・・委員さんと「・・・・」の理事長立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。鯨伏の・・・です。本来ならば・・・委員さんの案件であります。議事参与の制限によりまして、代わりまして私が補足説明を致します。

事務局の説明の通り5月20日に現地を確認致しました。

申請地は・・・改良区として換地されました農地であります。現に譲受人が耕作されてあります。麦収穫後にソルゴーを植えるという事でありました。

何ら問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第23号9番は決定いたします。

続きまして、10番の説明を求めます。

事務局 はい、10番 土地の所在

芦辺町深江本村触	字鶴路	・・・・	地目	田	面積	7 5 0 m ²
----------	-----	------	----	---	----	----------------------

同じく		・・・・	地目	田	面積	5 3 5 m ²
-----	--	------	----	---	----	----------------------

芦辺町深江本村触	字谷山	・・・・	地目	田	面積	1, 3 1 2 m ²
----------	-----	------	----	---	----	-------------------------

芦辺町諸吉二亦触	字佐子	・・・・	地目	畑	面積	3 0 5 m ²
----------	-----	------	----	---	----	----------------------

同じく		・・・・	地目	畑	面積	2, 2 2 7 m ²
-----	--	------	----	---	----	-------------------------

同じく		・・・・	地目	畑	面積	4 0 3 m ²
-----	--	------	----	---	----	----------------------

芦辺町諸吉二亦触	字二又	・・・・	地目	畑	面積	1, 4 5 2 m ²
----------	-----	------	----	---	----	-------------------------

同じく		・・・・	地目	畑	面積	1, 3 8 2 m ²
-----	--	------	----	---	----	-------------------------

芦辺町諸吉二亦触	字松ノ尾	・・・・	地目	畑	面積	1, 1 2 3 m ²
----------	------	------	----	---	----	-------------------------

同じく		・・・・	地目	田	面積	1, 0 1 0 m ²
-----	--	------	----	---	----	-------------------------

計 田が4筆で3, 6 0 7 m²、畑が6筆で6, 8 9 2 m²、計10筆で10, 4 9 9 m²

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が 2, 2 2 1 m²、畑が 3 3 3 m²、計 2, 5 5 4 m²です。

申請理由

譲渡人 現に耕作及び管理をしている義弟に贈与する。

譲受人 受贈し、引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。

農機具は、管理機、トラクター、田植え機、モア、軽トラを所有してあります。稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人 3 0 年、妻 1 2 年です。通作距離は、遠いもので 1 k m 程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、引き続き水稻、飼料を作付けるという事がありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5 月 2 0 日に・・委員さんと、譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・です。

事務局の説明の通り 5 月 2 0 日に譲受人の・・さん立ち会いの下、現地を確認致しました。

申請地は、譲受人のお兄さんの農地でありましたが、お兄さんが亡くなられました後、譲受人であります弟さんが管理、耕作してありました。

何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 2 3 号 1 0 番は決定いたします。

続きまして、議案第 2 4 号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2 頁をお願い致します。議案第 2 4 号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

2 番 土地の所在

郷ノ浦町半城本村触 字出口・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地
面積 6 4 1 m²

転用目的 宅地

申請人、・・・・・・

申請理由 申請地は、平成5年1月に・・・・氏からの要望により事実上売り渡して、・・氏が居宅を新築しており現在に至っている。というものです。位置図、写真は3頁から4頁です。5月20日に・・委員さんと申請人の子供さん、それから現にお住まいの・・さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、3番・・委員。

・・委員 はい、皆さんお早うございます。担当の・・です。只今、事務局から説明があった通り5月20日に申請人の・・さんの息子さん、現に利用されてあります・・様の奥様の立ち会いの下、現地確認を行いました。

周辺は山林、原野、道路でありまして、20年以上宅地として利用されてあります。

皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？
【異議なしの声あり】 それではご異議ないようですので、議案第24号2番は決定致します。

続きまして、議案第25号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第26号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、大変ご迷惑をお掛けしております。5頁から7頁は報告事項でありますので、最後に報告させていただきます。

8頁をお願い致します。

議案第25号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

9頁～11頁の令和4年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度8頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田の新規が3筆で4,980 m²、畑の新規が1筆で1,545 m²、10年間の田の新規が14筆で9,649 m²、田の更新が

5筆で5, 116㎡、畑の新規が6筆で9, 657㎡、畑の更新が2筆で5, 484㎡、賃貸借権設定の合計が31筆で36, 431㎡です。

使用貸借権設定の5年間の田の新規が2筆で1, 547㎡、10年間の田の新規が11筆で8, 919㎡、畑の新規が5筆で2, 738㎡、使用貸借権設定の合計が18筆で13, 204㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、12頁をお願い致します。議案第26号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。13頁～15頁の令和4年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度12頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請によりまして、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第25号で、ご説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第25号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であります。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号と議案第26号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、議案第27号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、16頁をお願い致します。議案第27号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。

耕作者の変更になります。

契約期間の関係で番号の1番～2番、3番～4番、5番～9番の3つに分けて説明させていただきます。

既に農地中間管理機構が借り受けている農地

1 番 郷ノ浦町長峰東触 字野志和 地目 田
面積 1, 1 0 9 m²

2 番 同じく 地目 田 面積 5 1 9 m²

配分計画の変更内容

借り受け者が壱岐市郷ノ浦町小牧西触 から

壱岐市石田町湯岳射手吉触 となります。

契約期間が令和 3 年 5 月 1 0 日～令和 1 3 年 5 月 9 日まで から

令和 4 年 7 月 1 0 日～令和 1 3 年 5 月 9 日まで

に変更となります。

3 番 芦辺町箱崎江角触 字長坂 地目 田
面積 2, 9 1 6 m²

4 番 芦辺町箱崎江角触 字平山 地目 田
面積 2, 3 7 2 m²

借り受け者が壱岐市芦辺町箱崎中山触 から

壱岐市芦辺町箱崎江角触 となります。

契約期間が平成 3 0 年 7 月 1 0 日～令和 1 0 年 7 月 9 日まで から

令和 4 年 7 月 1 0 日～令和 1 0 年 7 月 9 日まで

に変更となります。

1 7 ページをお願い致します。

5 番 芦辺町箱崎江角触 字柴原 地目 田
面積 5 8 6 m²

6 番 同じく 地目 田 面積 8 2 6 m²

7 番 同じく 地目 田 面積 5 6 0 m²

8 番 同じく 2 4 2 1 番 1 地目 田 面積 9 9 9 m²

9 番 芦辺町箱崎江角触 字平山 地目 田
面積 1, 6 0 8 m²

借り受け者が壱岐市芦辺町箱崎中山触 から

壱岐市芦辺町箱崎江角触 となります。

契約期間が令和 1 年 7 月 1 0 日～令和 1 1 年 7 月 9 日まで から

令和 4 年 7 月 1 0 日～令和 1 1 年 7 月 9 日まで

に変更となります。

この計画変更（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項に掲げる各要件を満たしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり
ます。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議な
いようですので、議案第 2 7 号は原案のとおり決定いたします。その旨回答い
たします。

続きまして、報告事項 「農地転用許可不要案件届出書について」事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、5 頁に戻って頂きたいと思います。

報告事項、「農地転用許可不要案件届出書について」、農地転用許可不要案件届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。

1 番、土地の所在

芦辺町箱崎本村触 字五郎丸 ・・・・の一部 地目 畑 面積 4 6 4 m²のうち4 m²

申請人 ・・・・

申請理由 携帯無線電話サービスエリア拡張に伴う、無線機局新設のため。ということです。

工期が受理日～令和4年8月31日までで

施工業者が ・・・・となっております。

位置図、写真は6 頁～7 頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 ①6 月の定例会の日程 令和4年6月27日（月）9 時～

②令和4年度農業委員会活動における重点活動の取り組み目標数値の説明

③農水省ガイドラインについて

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。